

変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊古河駐屯地
第341会計隊長 中島 一譲

下記のとおり本公告内容を変更する。

記

公 告 番 号 : 341会公告第71号 及び 341会公告第73号

公告年月日 : 令和 4 年 9 月 2 日 及び 令和 4 年 9 月 8 日

件 名 : 非常用発電設備等保守点検役務

変 更 事 項 : ・役務仕様書 図面番号2/7に (13) を追加

「(13)本役務により発生した発生材(鉄屑類)は、指定の発生材調書とともに監督官に引き継ぎ、監督官の指示する場所に集積するものとし、鉄屑以外の発生材は請負業者の負担において駐屯地外へ排出し、適正に処分する。なお、産業廃棄物として処分する場合は、そのマニフェストA・B2・D・Eを提出すること。」

・役務仕様書 図面番号5/7(5) を

「保守点検作業に必要な部品のうち、ア、イについて役務実施中に設備の異常や劣化、損傷等が確認され

た場合は早急に当該箇所の原因調査写真撮影、応急処置の実施、修理費用の見積を行い、監督官に報告及び提出すること。また、その内容については、点検結果報告書に漏れなく記載するとともに、修理費用等見積書(書式随意)を監督官に1部提出すること。

ウ、エ、オ、カ、キの物品及び取替費用は本役務に
を含むものとする。」を

「保守点検作業の範囲のうち、ア、イについて役務実施中に設備の異常や劣化、損傷等が確認された場合は交換等の処置をすること。

ウ以降の項目も本役務の範囲とする。」に

変更。

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名：非常用発電設備保守点検役務

2 役務場所：茨城県古河市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地

3 役務概要：非常用発電設備の保守点検

4 一般事項
- (1) 本役務は役務仕様書によるほか、国土交通省大臣官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年度版）」、関係法令及び監督官の指示による。

(2) 本仕様書・図面に記載なき事項で、技術上当然実施すべき事項については、受注者の負担において確実に実施すること。また、作業上軽微なもので必要と判断される事項についても同様とする。

(3) 受注者は契約後速やかに作業実施日を監督官と調整を行い、また、工程表等を提出して監督官の承認を受けるものとする。

(4) 受注者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係法令及び諸規定に基づき工程管理、品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。

(5) 本役務に使用する材料は仮設材を除いて全て新品とし、JIS規格品等の適用品とする。また、監督官の検査を受けて承認されたものを使用すること。

(6) 役務実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意すること。また必要に応じて養生等の処置を行うこと。

(7) 隊員若しくは部外者等に損害を加えた場合、又は施設等を破損した場合は、速やかに監督官に報告するとともに、受注者の責任において補償及び賠償するものとする。

(8) 本役務に関する申請及び提出書類等は、監督官から指示された様式により作成し必要部数を提出すること。

(9) 本役務の写真はカラーとし、作業状況を撮影して整理する。また、デジタルカメラも使用できるものとし「国土交通省デジタルカメラ写真管理基準」で示す有効画素数以上とする。また、大きさはサービス版相当とする。提出部数は1部とする。
- (10) 本役務の完成に際しては、当該役務に関する箇所の清掃及び片付けを実施すること。

(11) 本役務が完成した際、監督官に竣工届を提出して検査官の検査を受けるものとする。

(12) その他の疑義が生じた場合は、その都度監督官及び契約担当者と調整の上で実施する。

(13) 本役務により発生した発生材（鉄屑類）は、指定の発生材調書とともに監督官に引き継ぎ、監督官の指示する場所に集積するものとし、鉄屑以外の発生材は請負業者の負担において駐屯地外へ排出し、適正に処分する。なお、産業廃棄物として処分する場合は、そのマニフェストA・B2・D・Eを提出すること。

役務件名	非常用発電設備等保守点検役務			図面番号	2 / 7
種 別	役務仕様書（1/4）			縮 尺	—
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科					

役 務 仕 様 書

- (3) 保守点検実施日については、令和4年10月2日（日）とする。
（予備日：令和4年11月12日（土））
当日は停電、断水のため細部の時程等は監督官と調整の上決定する。
- (4) 点検作業は監督官立会の上、自家発電設備専門技術者（保安部門）の資格を有するものが点検を行うこと。なお、資格証の内容に変更が生じた場合は、速やかに監督官に報告すること。
- (5) 保守点検作業の範囲のうち、ア、イについて役務実施中に設備の異常や劣化、損傷等が確認された場合は交換等の処置をすること。
ウ以降の項目も本役務の範囲とする。
- ア 発電基盤、自動始動盤等の各種表示ランプの取替
イ 各種ヒューズ、バッチ類
ウ 清掃用の洗浄剤、ウエス類
エ 保守点検に必要な工具、測定器等
オ オイルフィルター（ロングライフ） 2個
カ 過給機フィルター 1個
キ 潤滑油（15W-40） 65L
- (6) 保守点検完了後、速やかに保守点検結果報告書（様式随意）及び作業状況写真
を監督官に2部（正、副）を提出すること。なお、報告書の中には下記事項を
記載すること。
- ア 点検者の所属、氏名
イ 各点検作業項目の内容及び結果の良否
ウ 点検後の総合所見及び提案事項
エ その他必要事項
- (7) 本役務の役務完了検査後、非常用発電設備に異常等が発生した場合について、
その原因が受注者側にある場合は、受注者の負担において速やかに復旧する
こと。
- (8) 役務実施中において設備の異常や劣化、損傷等が確認された場合は、早急に
当該箇所の原因調査、写真撮影、応急処置の実施、修理費用等の見積を行い、
監督官に報告及び提出すること。また、その内容については、点検結果報告書
に漏れなく記載するとともに、修理費用等見積（様式随意）を監督官に提出す
ること。
- (9) 非常用発電設備の詳細図面等資料については、必要に応じて保守点検作業前
に監督官より貸与する。
- (10) その他の疑義が生じた場合は、監督官及び契約担当官調整の上で実施する。

役務件名	非常用発電設備等保守点検役務	図面番号	5 / 7
種 別	役務仕様書（4/4）	縮 尺	—
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科			